

令和7年度  
臼杵市介護支援専門員協会  
総会資料

日時：令和7年5月22日（木）

午後 6時30分～7時

場所：もみじの里

（臼杵市野津町大字野津市 1050 番地）

# も く じ

総会次第	2
上程議案	3
第1号議案 令和6年度事業報告について	
第2号議案 令和6年度決算報告について	
第3号議案 令和7年度事業計画（案）について	
第4号議案 令和7年度収支予算（案）について	
第5号議案 白杵市介護支援専門員規約（案）について	
地域協役員名簿	15

# 総 会 次 第

## 1. 開会

## 2. 会長挨拶

## 3. 議長選出

## 4. 上程議案

第1号議案 令和6年度事業報告について

第2号議案 令和6年度決算報告について

第3号議案 令和7年度事業計画（案）について

第4号議案 令和7年度収支予算（案）について

第5号議案 白杵市介護支援専門員協会規則（案）について

## 5. 議長降壇

## 6. 閉会

## 上 程 議 案

### 第 1 号議案 令和 6 年度 事業報告について

(提案内容)

令和 6 年度事業報告

4 ページ

### 第 2 号議案 令和 6 年度決算報告について

(提案内容)

令和 6 年度決算報告並びに会計監査報告

7 ページ

### 第 3 号議案 令和 7 年度事業計画 (案) について

(提案内容)

令和 7 年度事業計画 (案)

9 ページ

### 第 4 号議案 令和 7 年度収支予算 (案) について

(提案内容)

令和 7 年度収支予算 (案)

10 ページ

### 第 5 号議案 白杵市介護支援専門員協会規則 (案) について

(提案内容)

白杵市介護支援専門員規則 (案)

14 ページ

## 令和6年度事業報告

### 1. 運営に関すること

#### 1) 定期総会

日時	内 容	開催場所
5月23日	令和5年度事業報告及び決算報告について 令和6年度事業計画及び予算(案)について	野津中央公民館

#### 2) 理事会

理事会	日 時	内 容	開催場所
第1回	4月24日	令和5年度の事業報告・決算等について 令和6年度事業計画・予算案等について 令和6年度総会について	野津第一内科医院
第2回	6月27日	協会研修開催について	野津第一内科医院

#### 3) 大分県介護支援専門員協会総会

日時	内 容	開催場所
6月15日	令和5年度事業報告並びに決算報告の件 令和5年度監査報告の件 令和6年度事業計画(案)並びに予算(案) 令和6年度県協会理事の選出の件	介護研修センター

#### 4) 大分県介護支援専門員協会理事会

理事会	日 時	内 容	開催場所
第1回	5月18日	研修会関係報告(法定研修等) 令和6年度県協会総会について 適切なケアマネジメント手法関連 など	介護研修センター
第2回	9月28日	研修会関係報告(法定研修等) 九州・沖縄ブロック会議の報告 災害関連について ブロック研究大会の開催について	介護研修センター

		適切なケアマネジメント手法関連 日本協会(情報収集モニター)について など	
第3回	12月15日	研修会関係報告(法定研修等) 九州・沖縄ブロック会議の報告 ブロック研究大会の開催について 適切なケアマネジメント手法関連 等	介護研修センター
第4回	3月29日	研修会関係報告(法定研修等) 九州・沖縄ブロック会議の報告 研修向上委員会について 適切なケアマネジメント手法関連 など	介護研修センター

## 2. 研修会の開催

開催日	研修内容	開催場所	参加者数
12月5日	『楽しく学ぼう！ 面接技術』	オンライン	16名
1月23日	「能登半島地震の活動報告と 今後の災害への備え」	野津中央公民館 (多目的ホール)	17名

## 3. 関係機関との協働連携

### 委員

臼杵市介護保険運営協議会	
うすき石仏ねっと運営協議会	

### 会議出席

日時	会議名	開催場所	出席者
7月30日	うすき石仏ねっと運営協議会	オンライン	川野
7月31日	臼杵市介護保険運営協議会	臼杵市役所	川野
3月25日	うすき石仏ねっと運営協議会	オンライン	川野
3月26日	臼杵市介護保険運営協議会	臼杵市役所	川野

プラットフォーム参加

以下の研修へ参加し協議や意見交換を行う。

日時	テーマ	開催場所
7月16日	「事例検討:支援の現場を知(障害分野)」	臼杵市社会福祉協議会
8月20日	「住まい(居住支援)について考える」	臼杵市社会福祉協議会
9月25日	「事例検討:支援の現場を知る(医療分野)」	臼杵市社会福祉協議会
10月15日	「移住・定住施策について/移住者の声」	臼杵市社会福祉協議会
11月19日	「事例検討:支援の現場を知る(生活困窮分野)」	臼杵市社会福祉協議会
1月21日	「事例検討:地域住民による移動支援の取り組みについて」	臼杵市社会福祉協議会
2月18日	「事例検討:支援の現場を知る(高齢者分野)」	臼杵市社会福祉協議会
3月25日	「ヘルスアップ(こころと身体について)」	臼杵市社会福祉協議会

## 収入支出決算額

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

### 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差額	摘要
会費	37,500	37,500	0	正会員 25 名
賛助会費	10,000	0	△ 10,000	
その他の収入	0	9,000	9,000	大分市合同研修会事務手数料として
前年度繰越金	91,611	91,611	0	
収入合計	139,111	138,111	△ 1,000	

### 支出の部

科目	予算額	決算額	差額	摘要
研修費	20,000	8,680	△ 11,320	交通費 6,000
				お茶代 340
				会場使用代 2,340
通信運搬費	5,000	1,254	△ 3,746	振込手数料 620
				研修振込手数料 330
				切手代 304
消耗品	5,000	0	△ 5,000	
交通費	10,000	0	△ 10,000	
会議費	20,000	0	△ 20,000	
総会費	20,000	0	△ 20,000	
予備費	59,111	18,000	△ 41,111	臼杵協会公印代
支出合計	139,111	27,934	△ 111,177	
今年度繰越金	0	110,177	110,177	

### 令和6年度繰越金処理

本年度繰越金 110,177 円を令和7年度へ繰越と致します。

## 令和6年度 監査報告書

令和6年度臼杵市介護支援専門員協会の業務執行状況ならびに収支に関する経理の状況を監査した結果、書類等全てに適正に処理されていたことをここに報告いたします。

1. 監査日時 令和 年 月 日

2. 監査場所 野津第一内科医院

監事 \_\_\_\_\_ ㊟

監事 \_\_\_\_\_ ㊟

## 令和7年度臼杵市介護支援専門員協会事業計画（案）

### 1. 事業方針

臼杵市介護支援専門員協会は、ケアマネジメントの質の向上を目的に、専門性を高める研修や実践的な事例研究を推進します。あわせて、医療機関や多職種との連携を強化し、地域包括ケアシステムの中核を担う介護支援専門員の役割を支援します。

また、会員への情報提供や相談支援を充実させ、現場課題の共有と政策提言を通じて、より良い介護サービスの実現を目指します。

### 2. 事業計画

#### 1) 介護支援専門員として資質向上

- ・研修会の開催（年2回以上開催予定）
- ・多職種連携強化のため会議等への参加

#### 2) 保険者、関係機関との連携

- ・医療機関・保険者との協働連携

#### 3) 大分県介護支援専門員協会との連携

- ・総会へ参加
- ・県協会理事会への参加
- ・県協会へ意見の提言
- ・支部としての役割構築

#### 4) 情報提供

- ・情報提供や研修案内などのメールでの情報発信

## 令和7年度 研修計画（案）

回数	開催時期	研修内容	開催場所	時間
第1回	7月			18:30 ～
第2回	10月			18:30 ～
第3回	2月			18:30 ～

令和7年度 予算（案）

収入の部

（単位：円）

科目	前年度予算	本年度予算	差額	摘要
会費	37,500	37,500	0	正会員 25 名
賛助会費	10,000	10,000	0	
その他の収入	0	0	0	
前年度繰越金	91,611	110,177	18,566	
収入合計	139,111	157,677	18,566	

支出の部

科目	前年度予算	本年度予算	差額	摘要
研修費・総会費	20,000	40,000	20,000	会場使用料 講師交通費 お茶代など
通信運搬費	5,000	5,000	0	切手代 振込手数料等
消耗品	5,000	5,000	0	コピー用紙 封筒代金など
交通費	10,000	10,000	0	
会議費	20,000	20,000	0	理事会など
総会費	20,000	0	△20,000	
予備費	59,111	77,677	18,566	
支出合計	139,111	157,677	18,566	

# 臼杵市介護支援専門員協会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「臼杵市介護支援専門員協会（以下「本協会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 本協会は、介護支援専門員の専門的資質の向上及び職業倫理の向上、交流の促進並びに社会的地位の確立を図り、もって介護保険制度の円滑な実施とサービスの向上に寄与することを目的とする。

2. 日本介護支援専門員協会並びに大分県介護支援専門員協会との協力・連携及び両協会の事業運営に協力することにより、介護支援専門員の社会的貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員への情報提供に関する事
- (2) 会員相互の連携促進に関する事
- (3) 会員のための研修及び会員が自主的に行う研修の支援に関する事
- (4) 介護支援専門員の活動の充実及び促進に関する調査研究、普及啓発に関する事
- (5) 日本介護支援専門員協会並びに大分県介護支援専門員協会との協力・連携に関する事
- (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本協会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員であって本協会の目的に賛同して入会した個人（入会を希望するものは臼杵市在住または臼杵市内の事業所に所属とする）
- (2) 賛助会員 本協会の目的趣旨に賛同し、その運営を援助する団体、または個人とする。

(入会)

第5条 会員の入会について、第4条の通りとし、会長が別に定める入会申し込み書により、会長に申し込むものとする。

(会費)

第6条 会費は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は次の各号のいずれかに該当する場合は、退会するものとする。

- (1) 会員が退会を申し出たとき

- (2) 正会員が第4条第1項第1号の要件を満たさなくなったとき
  - (3) 正会員、賛助会員が継続して1年以上会費を滞納したとき
- (除名)

第8条 本協会の名誉を著しく傷つけ、または規約及び介護保険法に違反する重大な行為があった会員に対しては、理事会の議決により、これを除名することができる。

- 2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 本協会に次の通りの役員を置くことができる。

- (1) 理事 5名以上
  - (2) 監事 2名
- 2. 理事のうち、1人を会長とし、2人を副会長とする。
  - 3. 会長および副会長は、理事の互選により選出する。
  - 4. 理事および監事は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第10条 会長は本協会を代表し、協会の会務を統括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3. 理事は会長、副会長を補佐し理事会においてその必要な事項を審議し、業務の執行を図る。
- 4. 監事は本協会の会計を監査する。不正の事実を発見したときは、これを総会で報告するとともに、必要を認めた場合は、総会又は理事会の招集をすることができる。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2. 役員に欠員が生じた場合は、第16条に規定する理事会で推薦し、これを決するものとし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 会議

(会議の種類)

第12条 本協会の会議は次号のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第13条 本協会の総会は、会員をもって組織し、年1回開催する。ただし、理事会が必要と認めるとき、または会員の過半数の賛成をもって臨時総会を開催することができる。

- 2. 本協会の総会は会長が招集し、議長は総会出席者の中から選任する。
- 3. 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 規約の改廃及び規約の制定に関すること
- (4) 役員を選任に関すること
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

4. 本協会の総会は、会員の過半数の出席をもって成立するものとする。この場合において総会に出席できない会員は、委任状をもって出席に代えることができる。

5. 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6. 会長は、必要と認めるときは、総会に関係者の出席を求めることができる。

(理事会)

第14条 理事会は会長、副会長、及び理事をもって構成する。

2. 理事会は、本協会の運営に関する事項を議決する。

3. 理事会は、会長が必要に応じ招集し、会長が指名した者もしくは、副会長が議長となる。

4. 理事会は、役員過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

5. 理事会の議事は、出席役員過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6. 会長は、必要と認めるときは、理事会に関係者の出席を求めることができる。

## 第5章 会計及び会務の処理

(事務局)

第15条 本協会に事務局を置く。

(協会の経費)

第16条 本協会の経費は会員の会費その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第17条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、本協会の運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(附則)

1. この規定は令和6年5月23日から施行する。

## 臼杵市介護支援専門員協会 規則（案）

### （会費）

第1条 正会員及び賛助会員の会費は次のとおり年額とする。

（1）正会員 1,500円

（2）賛助会員 個人会費なし、団体10,000円

2. 本協会に入会する者は、入会時に（年度の途中に関わらず）前項に定める年額を一括納入するものとする。

3. 既に納入した会費は、原則として返還しないものとする。

### （旅費）

第2条 会務の遂行に必要な旅費については、原則として次のとおりに支給する。但し、運用は会長の決裁による。

（1）市内 交通費の支給は無

（2）市外 県協会理事会など協会代表として参加する場合において交通費を支払うものとする。交通費の支給は1回あたり1,000円とする。

（3）県外 交通費並びに宿泊費の全額、もしくは一部

### （慶弔金）

第3条 会員及び会員の家族（1親等）（以下「会員等」という。）への弔慰について、必要な事項を定めるものとする。

（1）会員本人が死亡したとき：五千円

（2）会員の配偶者、子、実父母が死亡したとき：五千円

### （附則）

1. この規定は令和6年5月23日から施行する。

2. この規程は令和7年5月22日から施行する。

令和6年度役員名簿

役職	氏名	所属
会長	川野真一郎	臼杵市社協指定居宅介護支援事業所
副会長	和田輝美	居宅介護支援センター「かがやき」
	石井康之	コスモス介護支援センター
監事	赤峰恵子	居宅介護支援センター「かがやき」
	趙曉琳	地域包括支援センターコスモス
事務局	久原朋美	臼杵市社協指定居宅介護支援事業所
理事	竹尾みどり	のつ指定居宅介護支援センター
	田中裕	居宅介護支援センターつむぎ
	廣瀬芳子	ケアプランセンターひろせ
	小野未架	地域包括支援センターコスモス
	和田敬子	居宅介護支援事業所しらかわ

令和7年度役員名簿

役職	氏名	所属
会長	川野真一郎	臼杵市社協指定居宅介護支援事業所
副会長	和田輝美	居宅介護支援センター「かがやき」
	石井康之	コスモス介護支援センター
監事	赤峰恵子	居宅介護支援センター「かがやき」
	趙曉琳	地域包括支援センターコスモス
事務局	久原朋美	臼杵市社協指定居宅介護支援事業所
理事	竹尾みどり	のつ指定居宅介護支援センター
	田中裕	居宅介護支援センターつむぎ
	廣瀬芳子	ケアプランセンターひろせ
	小野未架	地域包括支援センターコスモス
	和田敬子	